

# 会 議 録

## 1 会議名

第2回上越市障害者差別解消支援地域協議会

## 2 議題（公開・非公開の別）

(1) 令和2年度の取組状況について

(2) 上越市手話言語及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例（案）について

## 3 開催日時

令和3年3月9日（火）午前10時から

## 4 開催場所

上越市役所 401 会議室

## 5 傍聴人の数

0人

## 6 非公開の理由

なし

## 7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・委員：河合会長、大山副会長、朝日委員、西山委員、川澄委員、水島委員、  
山田英理子委員、松原委員、吉原委員、森山委員、塩崎委員  
（欠席：高橋委員、稲田委員、山本委員、山田洋子委員）

・事務局：市川福祉部長、福祉課 北島課長、新保係長、渡邊係長

## 8 発言の内容（要旨）

(1) 挨拶

(2) 議事

ア 令和2年度の取組状況について

・資料1に基づき事務局説明

イ 上越市手話言語及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例（案）について

・資料2に基づき事務局説明

松原委員： 条例の制定を契機とした市民啓発等において、「窓口担当職員を対象としたコミュニケーション手段についての研修」とあるが、本来は研修が修了した者を窓口に配置するものではないか。コミュニケーションについては、障害者総合支援法など様々な法律や制度の中で既に重要性については伝わっていることであり、職員の資質として持ち合わせるべきことであって、職員研修自体が今更な感じを受ける。

「特別支援学校の活動発表及び販売会の開催」については、各学校では様々な形で企業等を集めての授業参観や意見交換のほか、活動発表会を行っており、「ふくしのひろば」などのイベントでの販売活動などに既に取り組んでいる。ある程度の結果が出ており、ここで条例との絡みで施策として挙げるのは、結果ありきの施策になるのではないかと感じた。

この資料からは、実際に日常の困り感が何かということ、生きづらさをどう感じているかということが伝わってこない。当事者が何を求めているか情報を共有しないと、方向性や具体的な施策が出てこないと思う。

記念イベントは悪いわけではないが、一過性のものにならないか。継続的な市民に向けた啓発として、例えば、手話や点字のボランティア養成講座や体験講座など、広く市民が実際に体験をしてもらうことも必要ではないか。

市民の役割にある主体的な行動は、何を求めているかを示すことによって、何をすべきであるかという主体性が生まれてくると思う。

北島課長： 窓口担当職員は、基本的な研修を修了している者を配置しており、相手の困り事についても即座に判断をしながら対応している。中には経験 1、2 年の若手職員もいるが、そういった職員も率先して対応に当たり、経験を積むことで、窓口業務に対応できるように指導している。まずは我々職員が条例を理解し、市民の皆さんへの啓発に当たることが大切であり、職員研修についてもあえて施策に含めたところである。

条例制定に向けては、平成 29 年頃から県の聴覚障害者団体やろう協会の皆さんと意見交換を重ね、全国の自治体の条例を研究するなど、約 4 年の歳月をかけて検討してきた。関係団体からは、当初は手話言語条例の制定の要望であったが、コミュニケーションの手段や事情、個々の困り事に対しては、その多様性を理解し、個性を尊重して、相手とのコミュニケーションをとることの重要性を盛り込んだ。

河合会長： 条例は大きな枠組みとして市としての方向性を示すものであり、指摘のあった細かい部分は、条例を踏まえた様々な計画が作られる中で盛り込まれるという理解でよいか。

事務局： そのとおりである。

西山委員： 手話通訳の養成講座や手話同好会などの活動が行われており、手話が以前に比べると随分と日常に入ってきていると感じる。そういった状況の中で条例を作らなければならないという、何か問題が発生しているのか。条例案を見ても、理由付けがあいまいであると感じ、制定後、市民に浸透を図っていく具体的な活動に結び付かないのではないかという気がする。

渡邊係長： 平成 29 年から障害者団体と意見交換や学習会を進めてきた。手話通訳者がいないような自治体で条例が作られてきた傾向があり、条例制定を機に手話通訳者の養成講座を始めるといった流れがあった。当市においては、条例がなくとも、養成講座があり、ろう者からの通訳派遣依頼には 100%近い派遣対応を行ってきた。また、イベント等での簡単な手話体験など、ろう協会やサークルが中心となり行ってきたことから、当市は概ね制度が整っているという理解であった。しかし、県聴覚障害者協会や上越市ろう協会と改めて意見交換をした際に、上越市では様々な取組を行ってきているが、条例がある・ないという点では、条例があるというだけで、その自治体は手話やろう者への気持ちが違うということを確認してもらえ。理念条例でよいので意思を汲んでほしいといった意見をいただいた。手話言語条例の制定に向けて市内で検討する中で、情報保障の観点から、コミュニケーション手段はろう者に限ったものではないことや、聴覚障害では、生まれ持って聞こえないろう者は手話だけが第一言語である一方、中途失聴の方は、手話ができないが筆記で書くことで情報伝達ができる。また、実はマスクを外して話すだけで何となく相手の言っていることは理解できるというような方もいる。あるいは、大きめの声を出せば聞こえるという方、一方で、補聴器を付けているので大きな声が困る方もいる。

このように聴覚障害一つをとっても、コミュニケーション手段は様々であることから、手話言語に加えコミュニケーション手段の促進に関する条例として議会に提案させていただいた。

先ほども話があったが、条例については大枠であり、今後イベント等で障害のある方から困り事や望まれる配慮など実体験に基づいた話をしていただく予定としている。

多様なコミュニケーション手段について、健常者では気づかない感覚を市民や職員への啓発で伝えていきたい。

河合会長： 唐突感を感じるという意見があったが、条例は国際的な流れとして、障害者の権利条約で手話も一つの言語であるということが示されている。私見として、第 1 条のところに障害者の権利条約において手話も言語であるということが明記されたことを受けて本市においてもこの条例を制定する、といった位置付けが入ればよ

かったのだと思う。

事務局からは、様々な意見等を踏まえて検討いただくようお願いしたい。

#### ウ 意見交換

河合会長： 各委員から、日々の活動の中で感じておられることなど、発言いただきたい。

松原委員： この条例自体も、大きくは合理的配慮と言われる先ほどの権利条約の中に含まれているということが根本にあると思う。聴覚・視覚障害といった分かりやすく、また、それをフォローする手段があるものに比べ、例えばアスペルガー症候群など、意思はある程度持っているがなかなか伝えられず、コミュニケーションに苦しんでいる方もいる。また、ひきこもりでコミュニケーションを拒否し孤立している方もいる。手話に特化せず、広くコミュニケーションという観点で、そういったケースにも情報発信するなどの施策に配慮していただきたい。

吉原委員： 来年度の差別解消の取組について、市民啓発はどのように考えているか。また、事業者向けの研修等はどのような形で考えているか。

新保係長： 具体的な取組は来年度の会議において説明するが、基本的には今年度まで取り組んできた啓発の継続を考えている。イベントについては、大人数を集めるのは現状難しいことから、人数が限られたとしても効果的に啓発が行えるようにしたい。条例の制定を契機としたイベントの場も、条例の内容に特化せず、差別解消を始め関連する啓発についてもあわせて行っていきたい。事業者等に対しては、例えば企業が集まる会合やセミナー、商工団体等が開催する会議等の場に伺って啓発を行うなど、機会を捉え、工夫しながら取り組んでいきたい。

川澄委員： 就労支援の事業所の作業活動の一環として名刺の点字加工を行っている。事業所として多様なコミュニケーション手段への理解に努めていき、皆さんに活用していただければと考えている。

森山委員： ハローワークの窓口には、コミュニケーションがうまくいかないという在職中の方や、転職したい方で面接など本当に苦手という方など大勢来られる。窓口でそういったケアができない部分もあるが、出来る限りの対応として、面接の練習などもやっている。そういったことで自信をつけて、面接に行ったらうまくいったという声も聞かれる。

差別の関係では、障害を持っていることを開示したくない方が多い。開示することによって、応募する会社が狭まってしまうということで、受入れる会社の事情もあるので一概には言えないが、それは一つの差別になっているのかもしれないと感じている。

塩崎委員： 一部の民生委員には、障害者に対して何かしてあげたいという気持ち強い方もいて、該当者の名簿を求める方もいるが、プライバシーの問題や、民生委員はプロではないと伝えている。我々は行政や福祉施設等への橋渡しの役割であって、家族の愚痴を聞くだけでいいと思っており、他の民生委員には、勝手に解釈して伝えることがないように話している。

障害のある方たちを特別視しないことが一番であり、まず民生委員が差別のない対等な人間関係を念頭に置いていただきたいと思っている。

山田英理子委員： 本来であれば一番理解を示さなくてはいけない方に、「これ以上精神障害の方を増やしたくない」と言われたことがある。差別に対して根深い言葉であると感じた。そういった根深さも少しずつ改善するように取り組んでいきたいと思っている。

朝日委員： 成年後見人等に選任されるケースが多く、障害のある方を担当することも多くなってきている。先日も全盲の方で少し判断能力が衰えてきた方の保佐人を担当することになった。そういった関わりがある中で、少しでも住みよいまちになるよう、できる限りの取組を行っていきたい。

水島委員： 子どもたちの状況や親御さんたちの対応は全く違う。また、特別支援学校ではなく一般校に通っている生徒に対して、学校では周りの子どもたちとちょっと引き離されているような扱いがあり、差別ではないかという感じを受けている。私から見て思うことであるが、子どもたちは感じていなくても、親御さんは同様に感じている。そういった親御さんや子供たちへのケアを今後も行っていきたい。

## 9 問合せ先

福祉部福祉課福祉第一係 TEL：025-526-5111（内線 1696）

E-mail：fukusi@city.joetsu.lg.jp

## 10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。